令和7年度 <u>重要事項説明書</u>

大地の子福祉会 大地の子おひさま保育園

① 事業者、施設の概要、施設・設備の概要	· · · P.1
② 法人理念、運営理念、施設の目的・運営方針、保育の	理念・方針・
目標・内容、提供する保育の特色	· · · P.2
③ その他実施する事業、職員体制、保育の提供を行う日	及び提供を
行わない日	· · · P.3
④ 保育を提供する時間、平日及び土曜日利用について	
行事について、利用料金等・	· • P.3∼4
⑤ 利用の開始・終了・留意事項、保育中の体調不良によ	:るお迎えに
ついて、薬の取り扱いについて	· · · P.5
⑥ 給食等、保育園における食物アレルギー対応(除去食の)考え方等)
嘱託医	· · · P.6
⑦ 緊急時における対応、非常災害対策、緊急連絡・お知	1らせ事項に
ついて、虐待防止のための措置	· · · P.7
⑧ 怪我と保険について、安全面について	
乳幼児突然死について	· · · P.8
⑨ 個人情報保護に関する事項、秘密保持に関する事項、	地域との連
携に関する事項 ・	· · P.8~9
⑩ 賠償責任保険の加入状況、業務の質の評価について、	苦情相談窓
口・第三者委員の設置、その他運営に関する事・	· • P.9~10
① 利用時間・延長時間・預かり保育時間と料金について	· · · P.10

① 事業者、施設の概要、施設・設備の概要

【事業者】

事業者の名称	社会福祉法人 大地の子福祉会
事業者の所在地	沖縄県糸満市字兼城 341 番地
事業者の TEL・FAX	TEL: 098-994-9288 FAX: 098-995-3316
代 表 者 氏 名	理事長 上原 優子
法人設立年月日	平成 16 年 3 月 10 日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営、小規模保育事業の経営

【施設の概要】

種						類	地域型小規模保育園A型				
名						称	社会福祉法人大地の子	福祉会			
4						421,	大地の子おひさま保育園				
所			在			地	沖縄県糸満市字糸満 1577-1-2				
Т	Е	L	•	F	A	X	TEL: 098-994-5650	FAX: 098-987-1800			
施	i	設	長	日	t	名	高山 千晶				
開	i	設	年	月		日	令和3年4月1日				
利	用	定	員				0歳児	1 歳児	2歳児		
				3		号	6人	6人	6人		
連	連携施設 大地の子こども園、糸満ちくば第2こども園、糸満南こども園										
親	子 ひ	ろ	ば「	おひ	さす	₹]	毎週火曜日 9:30~10	0:30			

【施設・設備の概要】

	/似女】				~ t+		2
敷	地		面		積		399 m²
国	舎	構			造	木造	正平屋建て
園	古	延	床	面	積	25	30.20 m ²
		乳	児		室	1室	24.98 m²
		ほ	Š	<	室	1室	31.08 m²
		保	育	:	室	1室	35.63 m²
施設設備の数	なと面積	配	膳		室	1室	11.19 m²
		調	乳	1	室	1室	3.66 m ²
		١	イ		レ	1室	10.43 m²
		医	務室兼	事	務室	1室	19.44 m²
屋 外 遊	戱	場	(園	庭	<u>(</u>	44	.61 m²

② 法人理念、運営理念、施設の目的・運営方針、保育理念・方針・目標・内容、提供する保育の特色 【法人理念】人々の幸福な人生に貢献する ①愛する心、②自立の心、③相互扶助の心

人々が幸せな人生を送るために、愛する心と自由な空間の中で人権が尊重され、夢あふれる相互扶助 の社会づくりに貢献する。

【運営理念】「笑顔あふれる運営」「相互扶助の運営」「共に育ちあえる運営」

【施設の目的、運営方針】

【施設の目的】大地の子おひさま保育園(以下「当園」という。)は、就学前の子どもに関する保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の保育を行うことを目的とします。

◆運営方針

- ア. 当園は、保育の提供に当たって、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
- イ. 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとします。
- ウ. 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとします。
- エ. 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・ 保育を行うものとします。
- オ. 当園は、「糸満市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」その他関係法令・ 通知等を遵守し、事業を実施するものとします。

【保育の理念、方針、目標、内容】

【保育理念】	【保育方針】
自己肯定感を育む/生きる力と心を育む	一人ひとりの気持ちに寄り添い、自主性と協調性を育む
【保育目標】	【保育内容】
だ・・誰とでも仲良く遊ぶ子	選べる環境作りと、縦割り保育で自ら育つ力を支援する
い・・いつも笑顔で優しい子	5 つの快(快食、快眠、快便、快話、快清)で子どもの生活リズムを確立する
ち・・力強く自立する子	様々な体験を通し、自信のある子を育む
の・・のびのび元気な子	充実した給食の提供と、運動遊び等で元気な体作りを促 進する
こ・・言葉で伝えあい、人の話が聞ける子	教育環境を創意工夫し、人と関わる力を育む

【提供する保育の特色】

大好き保育・褒める保育を大切にし、自己肯定感を育んでまいります。

「**家庭的な環境」・**一人ひとりの「育ちの芽(敏感期)」を大切にします。・少人数異年齢保育で「きょうだい」のような保育で心を育てます。

「**遊びの環境**」・異年齢児交流・菜園活動・虫歯 ゼロをめざして・絵本・コーナー保育・運動あそび・音楽あそび・季節のあそび・園庭あそび・ハイハイデッキ

「地域開放」・地域の人との関わりを大切に、子育てを楽しみます。・園周辺散歩・親子ひろば「おひさま」交流・2歳児連携園(本園)との交流

③ その他実施する事業、職員体制、教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日 【その他実施する事業】

延	長	保	有	障がい児保育	有
地	域 活	動事業	地域の子育て事業・	乳幼児保育に関する相談・助	TII.

【職員体制】 (変更もありあます)

役		職	員数	職務の内容		
施	設	長	1名	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必		
(園 長)	1 泊	要な指揮命令を行うとともに、子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。		
<i>I</i> □	去	4.	1名	園長を補佐し、保育に従事し、計画の立案・実施・記録及び家庭連絡・保護		
保	育	工	以上	者支援等の業務を行う。		
ne	嘱託栄養士		1名	給食の献立を作成し、献立に基づき、給食及びおやつを調理し、アレルギー		
썟			1 名	等の対応をする		

【保育の提供を行う日及び提供を行わない日】

開	所	日	月曜日から土曜日			
休	所	日	日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日~1月3日)、慰霊の日(6月23日)			

④ 保育を提供する時間、平日及び土曜日利用について、行事について、利用料金等 【教育・保育を提供する時間】

(1) 開所時間

月	矐	Ħ	~	+	矐	Ħ	7 時から 18 時まで
/ 1	·· EE	Н			·- prz.	Н	1 M/V 2 10 M/2 C

(2) 教育・保育時間

利用区分	利用時間	延長保育				
3 号認定	月~土曜日	月~金 18:00~18:30				
(標準時間)	7:00~18:00	月~並 18:00~18:30				
	月~土曜日	月~金 前延長 7:00~	ンギニ			
3 号認定	a. 8:00∼16:00	右記 a,b,c ∅ 後延長 18:30 まで 用開始・終了				
(短時間)	b. 8:30∼16:30	月~土 前延長 7:00~ 間帯に応じて				
	c. 9:00~17:00	後延長 18:00 まで	•			

【平日・土曜利用について】

●食材発注、職員配置の関係上、コドモンアプリの「出欠の利用申請」から利用日の申請をお願いします。保護者は必ずコドモンアプリをダウンロードしてください。

【土曜日利用について】

- ●毎週土曜日は、本園の大地の子こども園で共同保育を行います。
- ●第2・3土曜日は職員の園内外研修、園内外清掃、園内噴霧消毒、厨房機器の点検やメンテナンス等作業がありますので、保育の利用理由が就労以外の場合には、可能な限り家庭保育のご協力をお願いします。なお、利用希望者は弁当持参となりますので、あらかじめご了承ください。
- ※土曜保育の利用希望者は、新年度開始前に「令和7年度土曜保育申請書」の提出をお願いします。

【行事(親子参加型)について】

- 4月親子レクレーション、7月夏祭り、11月運動会、1月発表会、3月卒園式/入園式を土曜日に実施する予定ですが、諸般の都合により変更になる場合があります。
- ※行事は午前中で終了します。午後は行事の後片付け、ミーティング、保育環境の整備活動等を行いますので、可能な方は午後から家庭保育のご協力をお願いします。
- ※卒園式は卒園児の保護者のみ、入園式は新入園児の保護者のみが参加です。それ以外の行事は全保護者が参加となります。

【利用料金等】

(1) 利用料金(※金額及び対象年齢が変わる場合もあります)

教育・保育に係る利用者負担額(保育料3号)	保護者が居住する市町村が定める利用者負担額(保育料)
	18:00~18:30 (月~金) 300 円/30 分
延長保育料	※短時間保育の場合、月~土の利用時間外は前延長・後延長ともに
	300円/30分となります(平日最大 2,400円/240分)
保 護 者 会 費	月額 300 円/人

※お支払いが2カ月滞った場合は連帯保証人に請求をしますが、それでも未払いが続くならば、受 入拒否または退園の手続きを行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 個人用購入物品 実費徴収となります。入園式までに必ずお支払いください。

購入目的	教育・保育の	実践のた	めに使用するため	備考
物品名称		帽子		物価変動等で金額が変更になることもあ
対象年齢	0~2歳児	金額	955 円	ります、あらかじめご了承ください。

(3) 支払方法

(日本):	日本でなった日本な古銘(日本会)				口座振替 口座引き落とし日は毎月17日(17日が休日の場合は翌
保育に係る利用者負担額(保育料)			.領(保育	1科)	<u>営業日)</u>
延	延長保育		杏	料	※現金でのお支払いは、原則として受け付けておりません。
処			Ħ		※引き落とし手数料(100円+税)は、保護者負担となります。残高不足
保	保 護	者	会	会 費	の場合は、保護者が振込手数料負担で、園の口座に振り込んでいただき
木	床		云	其	ますのでご了承ください。

- ⑤ 利用の開始・終了・留意事項、保育中の体調不良によるお迎えについて、薬の取り扱いについて 【利用の開始・終了・留意事項】
 - (1) 利用の開始について

糸満市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が、**【本重要事項説明書等に**同意され、且つ「利用に関する確認兼同意書・誓約書」を提出した後に**】**保育の提供を開始します。

(2) 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

- ア. 子ども・子育て支援法第に定める支給要件に該当しなくなったとき
- イ. 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき
- ウ. 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- エ. その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき
- (3) 留意事項

ア(告知・報告)

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を当園に告知していただきます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。

イ (保育不可日)

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。

- a 利用乳幼児が感染性の病気で、他の乳幼児に感染するおそれがあるとき。(治癒後、感染症の種類によっては、医師の診断書または保護者が記入する「登園許可書」が必要となります。)
- b 利用乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。
- c 災害の発生、または発生のおそれがあり、危険が想定されるとき。

ウ(不正行為への対応)

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して糸満市に通知いたします。

【保育中の体調不良によるお迎えについて】

下記の症状が見られた場合は、電話連絡後、1時間以内のお迎えをお願いします。

- ・38 度以上の発熱、但し熱性痙攣の持病がある園児は37.5 度以上の発熱
- ・下痢2回、嘔吐2回、目の充血、湿疹等
- ※上記の症状で病院受診の際に、感染性がある場合は登園できません。
- ※上記以外でも、保護者に判断を仰いでお迎えをお願いすることがあります。

【薬の取り扱いについて】

「原則として薬は預からない」ことになります。お子さんに与薬が必要な場合は、医師の診察を受ける時にお子さんが現在何時から何時まで保育園に在園していることや、保育園では原則として与薬ができないことを伝え、保育時間を避けた1日2回の処方にしてもらうことを相談し、ご家庭で与えていただくか、お家の方が来園して与えてくださるようにお願いします。但し、慢性疾患など園児が薬の使用なしでは健康的な日常生活を過ごせない場合に限り、医師の診断書をもとに、指示薬をお預かりして与薬していきます。

■与薬が可能な薬:慢性疾患(心臓病など)の治療薬、熱性けいれん、てんかん等の予防薬、抗アレルギー薬、喘息薬、アトピー性皮膚炎、湿疹等の軟膏

⑥ 給食等、保育園における食物アレルギー対応、嘱託医

【給食等】

- (1)給食の提供にあたって(株)日清医療食品へ業務委託し、自園で調理を行なっています。
- ・喫食発注のため、遅刻やお休みの場合は8時30分までにご連絡ください。
- ・栄養士による年齢に合わせた栄養や個人の成長を考慮した完全給食です。
- ・保育園では、栄養を十分に考慮した給食(主食、副食、おやつ)を行っております。献立表や食育だよりを毎月コドモンにて配信しますので、ご家庭の食事にも献立表を活用し、バランスの取れた食事をさせてください。
- ・アレルギー体質のお子さんは、医師の「生活管理調査表」「検査報告書」「指示書」に基づいて個々 に合わせた完全除去食と代替食で対応しています。
- ・食育の取り組み、偏食指導
- (2) 給食の開始時間について

※食事の取り置きは、離乳食は 10 時 30 分、幼児食は 11 時までです。以降の登園は各自で食事をすませてからの登園となります。なお、土曜日は本園での合同保育のため、午前間食(おやつ)を希望する $0\sim1$ 歳児は 8 時 5 5 分までに必ずコドモンで登園の打刻を行なってください。

	0 歳児	1 歳児	2歳児
午前間食	9 :	0 0	
昼 食	10:30	1 1	: 0 0
午後間食	14:30	1 5	: 0 0
備考	離乳食は2回食(10:30、	14:30) ※発達に応じて食事の	の時間が変わります

【保育園における食物アレルギー対応 (除去食の考え方等)】

- ア. 食物アレルギー対応は、栄養士の指導の下、除去食や代替食を慎重に進めていきます。必要な際は、医師からの「検査報告書」「指示書」「生活管理指導表」をご提出ください。
- イ. 保育所の食物アレルギー対応における原因食品の除去は、完全除去を行うのが基本です。
- ウ. 子どもが初めて食べる食品は、家庭で安全に食べられることを確認してから保護者の同意書を提出し、保育所での提供になります。なお、初めて食べる際には翌日が休みの日(日曜・祝日・保護者の休み)に行ってください。
- エ. 食物アレルギーの有症率は、乳児期が最も多いですが、成長と共に治癒する事が多いことから年 1回の医師の「生活管理指導表」を提出して見直しを行います。
- オ. 給食の提供を前提として食物アレルギーのない子どもと変わらない安全・安心な給食が提供できるよう環境(設置場所・配膳・配食者等)を整備します。

(厚生労働省 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 2019 年改訂版 参照)

【嘱託医】

以下の医療機関(小児科・歯科)と嘱託医契約を締結しています。

類型	医療機関名	院長名	所 在 地	電話番号
小児科	くでけん小児科	久手堅 修	糸満市 6 丁目 11-8 チャイルドハウス 2 階	994-2099
歯 科	上原歯科クリニック	上原 智也	糸満市西崎 6 −1 5 −2	992-2888

⑦ 緊急時における対応、非常災害対策、緊急連絡・お知らせ事項について、虐待防止のための措置

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、原則、保護者の 勤務先へご連絡差し上げますが、連絡が取れない場合は緊急連絡先に行います。また緊急時には、嘱 託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児 の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、ご了承ください。 ※職場や携帯の変更は、必ず糸満市保育こども園課や当園に申し出てください。

〈近隣の緊急連絡先〉

警	察	署	糸満警察署:995-0110 ※緊急時に備え、警察直通の通報装置を設置していま			
消	防	署	糸満市消防本部: 992-366 1			
保	安 警	備	レキオ・セキュリティーサービス:852-2700			

【非常災害対策】

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な地震訓練等を実施しています。当園ではホームページやコドモン等で、緊急時やお知らせ事項等を配信していますのでご確認をお願いします。

<地震津波災害時避難場所>第1:園庭、第2:アンソレイエ(隣接アパート)第3:糸満小学校

防	火 管	章 理	者	高山 千晶
消息	防計画局	虽出年月	月日	消防署 令和 3 年 3 月 27 日
避	難	訓	練	毎月1回避難訓練を実施 (避難・救出・消火・防火と幼年消防の誓い・道路のクリーンアップや近隣への啓蒙活動を行う) 地震・津波避難訓練、不審者対策訓練を実施
防	災	設	備	消火器、誘導灯、火災報知器、火災通報設備

【緊急連絡・お知らせ事項について】

当園では緊急時やお知らせ事項(園だより、クラスだより、保育活動内容、献立等)の連絡方法として、スマートフォンアプリ「コドモン」を利用しています。保護者の携帯電話に「コドモンアプリ」の登録が必須事項となります。登録後、園からのメッセージを確認でき、保護者からも出欠等の連絡を当園に送る事ができますので、ぜひご活用ください。

【虐待防止のための措置】

利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を定め、職員に対する研修を実施します。必要に応じて行政機関と連携を図ることで、情報の共有を行い、虐待防止に努めてまいります。

⑧ 怪我と保険について、安全面について、乳幼児突然死について

【ケガと保険について】

保育園には多数の園児が共同生活を営んでおり、怪我や事故のリスクが少なからず潜んでいます。園児の怪我や事故防止のために、配置基準以上の職員を配置し、安全対策は十分に努めていますが、日常的に不可抗力や自損による怪我も多いこともご理解の上、お預けください。安全な環境を提供するためには、園と保護者が連携・協力し合うことが重要ですので、以下のルールの守ることが大切です。(ルール事例:頭部保護のため園庭活動や園外活動時は帽子を必ず着帽する、園児同士の怪我防止のため爪は短く切る、おもちゃや食べ物・薬・家庭用品などは園内に持ち込まない、お部屋で走らない、駐車場では大人と手をつなぐ等)

緊急時に備えて全園児対象の傷害保険に加入しております。園児が事故や怪我を負った場合、保護者へ連絡を行いますが、怪我等の程度によっては、病院受診の対応をお願いします。保護者が医療機関で負担した費用については、園で保証しますので、受診時には健康保険証の提出をお願いします。なお、園児の事故や怪我の場合、保護者の休業補償はできませんのでご了承ください。

【安全面について】

当園では、職員が糸満消防署や外部講師による普通救命講習を受講しています。

【乳幼児突然死について】

◆園での対応

- ○赤ちゃんを一人で寝かせません。※うつ伏せ寝はさせません。
- ○毎朝の受け入れ時の視診を重視し、体調に気を付けます。
- ○一人ひとり保育士が見守り、赤ちゃんの様子を定期的に観察します。
- ○簡易ベッドを使用しています。空気の通りがよく、窒息等を予防します。
- ○枕は使いません。布団の周りにはひもやタオル・ぬいぐるみ・おしゃぶり・スタイなど、危険なものは置きません。
- ○定期的に健康診断を行い、お子さんの発達の様子を把握していきます。
- 〇0-1 歳クラスは5分おき、2歳クラス(3歳児未満)は10分おきの睡眠チェックを行っております。 (厚生労働省 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン2019年改訂版 参照)
- ⑨ 個人情報保護に関する事項、秘密保持に関する事項、地域との連携に関する事項

【個人情報保護に関する事項】

当園は、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて「個人情報の保護に関する法律」及び関連法令等を遵守し、園方針に基づいて個人情報保護に努めております。個人情報の使用について安全に留意するとともに意見を尊重し、以下のとおり、個人情報を適切に取り扱います。

ア 当園での個人データの利用

- ・園生活において、園児が必要とする箇所(ロッカー、靴箱等)や個人で使用する物品(帽子・コドモン入退室カード等)に名前を記載します。
- ・園内の掲示物(クラス誕生表、当番表、園児作品等)
- ・園だより・クラスだより・行事写真に写真を記載します。
- ・運動会・生活発表会等の DVD 販売として撮影されます。

イ パンフレット・ポスター・ホームページ・コドモン等での写真データの利用

- ・当園で撮影した画像データは、当園に関するパンフレット・ポスター・ホームページ・コドモンなどで使用します。
- ・個人が特定できる個人情報の記載は行いません。
- ・保護者から写真の撮影中止・修正の要請を受けた場合は内容確認の上、速やかに対応をします。
- ウ 保護者による園内にて園庭で遊ぶ園児の写真及び動画撮影や子どもの写真及び名前が記載されている掲示物の撮影禁止について
- ・個人情報保護のため、写真及び動画撮影は、禁止とさせて頂きます。
- ・保護者参加の行事等は、撮影は可能としますが、他園児が写っている静止画や動画を SNS への投稿・配信する行為は禁止となります。
- ・入園の際に「個人情報取り扱いに関する同意書」を提出して頂き、保護者の承諾の有無の確認を行います。

【秘密保持に関する事項】

- ・当園では園内における撮影に関して、個人情報保護の観点から禁止とします。
- ・当園の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者秘密を保持し、職員の退職後においても同様に秘密を保持します。

【地域との連携に関する事項】

地域交流、地域のお年寄りと一緒に手遊びや交流をします。

大地	大地の子おひさままつり			つり	地域の家族が、踊りやゲーム等に参加し交流する
人	形	劇	観	劇	地域の方と一緒に人形劇観劇をし、交流する
その	その他				小中高からの職場体験、インターシップの受入れ・園庭開放

⑩ 賠償責任保険の加入状況、業務の質の評価について、苦情相談窓口・第三者委員の設置、その他運営に関する事

【賠償責任保険の加入状況】以下の保険に加入しています。

保	険	\mathcal{O}	種	類	賠償責任保険(施設管理者・生産物)、普通傷害保険
					賠償責任保険:施設・設備の不備および施設を拠点に行う業務より発生
保	険	\mathcal{O}	内	容	した事故の損害補償リスク及び、製造・販売した製品・サービスなどが
					原因の事故による損害賠償リスクを補償する

【業務の質の評価について】

保育所の自己評価	実施方法:国の定めるガイドラインに準拠して園内の自己評価を集計
	し、課題に取り込む/公表方法:園内掲示

【苦情相談窓口・第三者委員の設置】

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しております。

相談・苦情受付担当者	平良 洋美	連絡先
相談・苦情解決責任者	高山 千晶	TEL 098-994-5650
第三者委員	赤嶺 正子、渡久山 絹枝	※第三者委員は園内掲示

【その他運営に関する事】

- ・当園の敷地内及び駐車場はすべて禁煙です。
- ・当園では保護者会活動を行っており、活動費を徴収して園児の保育活動にも使用しています。 (親子行事・お土産、じゃがいも掘り、クラス写真、消耗品等)
- ・登降園については、原則として保護者が付き添うものとします。
- ・出欠の連絡は、原則保護者がコドモンまたは電話連絡で行うものとします。
- ・保護者から当日の出欠連絡がない場合には、施設から電話連絡等で状況を確認します。
- ① 利用時間・延長時間・預かり保育時間と料金について 【利用時間・延長時間・預かり保育時間と料金について】

3号(標準時間)

7:00 18:30

○料金:糸満市の定める利用者負担額+延長利用料(延長利用者のみ)

3号(短時間)

○料金:糸満市の定める利用者負担額+延長利用料(延長利用者のみ)



※土曜日は 18:00 までとなっており、延長保育はありません。 ※延長保育料は 30 分 300 円となります。

令和7年度改訂版